

令和4年8月25日

## 第14回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第 14 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 4 年 8 月 25 日(木) 午後 2 時 00 分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権設定分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 8 号 利用状況調査に係る非農地判断について

### その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄      2 番 松 木 茂 久      3 番 田 中 健 一  
6 番 西 川 路 利 広  
9 番 永 吉 正 文  
10 番 内 藺 光 弘      11 番 西 村 久 則      12 番 徳 留 幸 信  
13 番 井 手 康 則      14 番 奥 村 祐 樹      15 番 井 元 清 八 郎  
16 番 前 田 真 津 美      17 番 生 川 裕 也      18 番 濱 田 保  
19 番 川 畑 ゆりえ

農地利用最適化推進委員

22 番 田 之 上 洋

1 小委員長

19 番 川 畑 ゆりえ

1 欠席委員

4 番 西 山 昭 二      5 番 澤 山 建 志      8 番 田 代 繁 樹

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

西 村 里 志

農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

東 川 善 久

主幹兼振興係長

濱 田 真 也

振興係主査

向 吉 真 一

振興係主事

今 吉 蓮 樺

人・農地プラン推進室 主幹兼推進係長

前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長

前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第14回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「11番委員」と「14番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、2件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

議長 皆様のご審議をよろしくお願いたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分については一括審議願

委員 いたします。

議長 ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 今月の議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから13ページまでの27件で、うち新規が21件、再設定が6件となっております。

また、農地中間管理事業の利用権設定2件につきましては、鹿児島県地域振興公社の借受議案であり、その後農家への転貸議案となります。

議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、13ページの総合計は、65筆、71,529㎡で農地中間管理事業の重複分を除くと、63筆、66,330㎡となっております。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 皆様のご審議をよろしくお願いたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議

委員  
議長

委員  
議長

事務局

願います。

この1番につきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご審議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定の2番から7ページ11番について、ご審議願います。

この2番から11番については、新規就農者4名に関する案件であり、地区担当委員による営農状況等の調査を行っていますが、会の進行を優先するため事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、審議資料の1ページから4ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、2番と3番につきましては、6番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、建設会社に勤めていましたが、親が農業を営んでいたことから、以前より農業に興味があり、このたび新規就農者となりました。

農機具等は自己所有のものを使用し、栽培技術、機械操作については、親族や地域農家の方から教わるため問題ありません。

栽培品目としては、キャベツ、オクラ、スナップエンドウを中心に年間販売高660万円を目指しています。

作業に従事するのは、本人と妻、臨時の雇用者1人の計3名です。

なお、営農計画書を審議資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、4番と5番につきましては、事務局で調査を行いました。

申請人はバスの運転手でしたが、妻の実家が農家であったことから、以前より農業に興味があり、このたび新規就農者となりました。

作業に従事するのは基本的には1人ですが、今後は雇用も考えているとのことです。

農機具等は義父から借用し、栽培技術、機械の操作については、以前より手伝いをしていたため、問題はありません。

栽培品目としてはオクラ、ソラマメ等を中心に年間販売高140万円を目指しています。

なお、営農計画書を審議資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、6番から10番につきましても、事務局で調査を行いました。

申請人は、建築会社に勤めながらも農業を兼業、退職後に農業に専念し、このたび新規就農者となりました。

農機具等は自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については経験があるため、問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウ、水稻を中心に年間販売高200万円を目指しています。

なお、営農計画書を審議資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、11番につきましても、14番委員と33番委員に調査を行っていただきました。

申請人は建材店に勤めていましたが、妻が農業をしていたことから、以前より農業に興味があり、このたび新規就農者となりました。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人ですが、繁忙期には手伝いをもらうとのことでした。

農機具等は自己所有のものを使用しますが、トラクターでの耕運作業は委託して、栽培技術や機械の操作等については、親族や地域の農家から習得していきたいとのことでした。

栽培品目としては、オクラ、南瓜を中心に年間販売高200万円を目指していますが、今後は規模拡大し、加工用甘藷も栽培していく計画とのことでした。

なお、営農計画書を審議資料の4ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

議長

委員  
議長

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の2番から11番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の12番から13ページ27番までについては、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の12番から27番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から27番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員

8月10日の転用調査時に、私と15番委員、22番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から7番は売買で、8番は知人への贈与による申請であります。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても審議資料の

	5 ページから 31 ページに添付してありますので、ご参照のうえご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	<p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは議案第 2 号のうち、1 番から 6 番について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
12 番委員	2 番と 3 番の譲受人の年齢が、どちらも 80 歳を超えていますが、後継者がいるのかどうか、教えてください。
事務局	<p>2 番につきましては、申請人が、隣接市であります南九州市在住の方であります。今回、娘さんが購入する居宅の隣地にある農地を購入するものです。</p> <p>3 番につきましては、後継者に関して確認をしておりませんので、改めて確認し、次回の委員会で報告します。</p>
12 番委員	お願いします。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 3 号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請のうち、1 番から 6 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 2 号のうち、7 番と 8 番につきましては、会議規則第 25 条の規定により 13 番委員の退席を求めます。
	(13 番委員の退席を確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 2 号のうち 7 番と 8 番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請のうち、7 番と 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(13 番委員の復席を確認)
	次に、議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

用途区分変更申出は1件であり、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、事業目的は農業用倉庫です。

審議資料の32ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ300m離れた農用地区域内農地で、東と西は畑、南と北は用悪水路に接しています。

農地区分許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である、農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、申請地周辺で農業を営む法人であり、事業の規模拡大に伴い既存施設が手狭になったことから、申請地に農業用倉庫を建設するものです。

なお、代替地についても何箇所か検討していますが、いずれも事業計画を満たさず今回の申請となっており、利用集積や保全面一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の用途区分変更申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

16番委員 申請者と事業計画者はどのような関係にありますか。

事務局 現在、事業計画者が、申請者所有の農地を借りて営農を行っております。今回、その農地の一部に、事業計画者が新たに農業用倉庫を建てるということで、申請がなされましたが、申請はあくまでも農地所有者であることが前提となっております。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

ます。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る、意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員

これにつきましても同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の33ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ230m離れた農地で、東と北は市道、西は宅地、南は雑種地に接しています。

農地区分許可事項については、住宅等が連たんする区域に、近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、義父より申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、50cmほど盛土し土留工事を行う予定です。隣接する農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の34ページをお開きください。

申請地は、                    から西へ260m離れた農地で、東は畑及び雑種地、西は里道、南は市道、北は畑に接しています。

農地区分許可事項については、住宅等が連たんする区域に、近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、祖父より申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との境界に擁壁を設置する予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は店舗兼住宅です。

審議資料の35ページになります。

申請地は                                    から北へ20m離れた農地で、東は宅地、西は国道、南は市道、北は雑種地に接しています。

農地区分許可事項については都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は飲食店を経営しておりますが、移転するために申請地を取得し、店舗兼住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は資材置場です。

審議資料の36ページをお開きください。

申請地は[ ]から南へ310m離れた農地で、東は宅地、西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分許可事項については第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

また、申請地に隣接する土地は地籍調査の際に、宅地と雑種地に変更されています。

申請人は建築業等を営む法人で、申請地を取得し、資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は鶏舎用通路及び鶏舎です。

審議資料は37ページになります。

申請地は[ ]から北西へ1.3km離れた農地で、東は宅地及び畑、西は市道及び宅地、南は畑、北は畑及び用悪水路に接しています。

農地区分許可事項については農用地区域内農地ではありますが、令和4年5月2日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、申請地に隣接する養鶏場を取得したことから、鶏舎用通路及び鶏舎を整備する計画ですが、既に着工しており、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、申請地及び既存施設は一体利用されており、隣接地との間には緩衝地を設けていることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は堆肥舎です。

審議資料の38ページをお開きください。

申請地は[REDACTED]から南へ300m離れた農地で、東と南は用悪水路、西は農道、北は農業用施設に接しています。

農地区分許可事項については農用区域内農地であります。令和4年7月27日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は畜産業を営んでおり、経営拡大に伴い既存施設に隣接する申請地を取得し、堆肥舎を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接する農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号については、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

委員  
議長

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

委員  
議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農地法第3条第1項目的買受適格証明願についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

本案件は、山川岡児ヶ水地区内にあります。鹿児島県農業開発総合センター花き部跡地について、登記簿に記載されています面積1万9,708㎡の農地を民間へ売却することに伴い、入札に参加する際に必要となる買受適格証明書の交付を受けるために、申請がなされたもの

です。

今回、入札に参加するために申請書を提出された方々は、議案書にお示しのとおりですが、番号1番の申請人については、先日、県の担当者より、入札不参加との連絡を受けております。

番号2番から4番の方々は、いずれの申請人も敷地南側に設置されているビニールハウスは撤去し、露地栽培に切り替えるとした計画であり、実験棟やスレート倉庫、ガラス温室等はそのまま活用できるよう必要な修繕を1年以内に終えたいとするなど、取得後の営農活動に対する計画は明確で、意欲的に取り組んでいきたいとのことでした。

なお、位置図や字図等につきましても、審議資料の39ページと40ページに添付してありますので、ご参照願います。

最後に、本委員会で承認された後には、最低売却価格が示されていることから、いずれかの申請者が落札し、売却手続き完了後には、改めて農地法第3条の許可申請となります。

その際は現地調査も終了しておりますので、再度の審議を経ることなく、会長決裁にて許可してよろしいかについても、併せてご審議いただきますようお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地法第3条第1項的買受適格証明願については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地法第4条の規定による届出についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員

これにつきましても同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は1件で、申請者、土地の所在地、地目面積等は議案にお示しのとおりで、転用目的は農業用倉庫です。

審議資料の41ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ1.4km離れた農地で、東と南は畑、西は公衆用道路、北は用悪水路に接しています。

農地区分許可事項については農用区域内農地ではありますが、令和4年7月5日付で農業用施設用地として、用途区分変更がなされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

計画概要としましては、農地面積1,160㎡のうち198㎡を農業用施設用地として利用する計画です。

申請地は自己所有地の一部を使用するものであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第6号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局 事務局に、議案の説明を求めます。

議案書の22ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡・貸付申出が各1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の42ページから45ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は23ページになります。

今月は、買受・借受申出が各1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通してください。  
 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長  ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
 それでは議案第7号について、ご審議願います。  
 ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  「なし」の声あり。

議長  このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局  それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。  
 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の22ページをお開きください。  
 番号1は27番委員と8番委員。  
 番号2は25番委員と6番委員。  
 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。議案書の23ページをお開きください。  
 番号1は20番委員と13番委員。  
 番号2は37番委員と18番委員。  
 以上、事務局案として提案いたします。  
 皆様のご審議をお願いいたします。

議長  ただいま、事務局案が発表されました。  
 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

6番委員  売渡・貸付の2番についてですが、担当エリアから外れていると思います。エリアの確認をお願いします。

事務局  当該エリアに、実際割り当てられた担当委員を入れるよりは、事務局案の方が、円滑なあっせん活動が見込めると判断したところです。

6番委員  了解しました。

議長  それでは、議案7号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。  
 次に、議案第8号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。  
 事務局に議案の説明を求めます。

事務局  議案第8号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。  
 議案書は24ページから27ページになります。  
 今回の対象地域は、北指宿中学校の東側及び岩本トンネル周辺を対象

としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、49筆33,448㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかに、ございませんか。

3番委員

議案第5号で小委員長から報告のあった、入札後の現地調査や審議等について、再度、内容等を確認させてください。

事務局

事前に3条申請書の提出を受けており、農地の現地調査等も既に終えていることから、落札者決定後はその後の審査は特に行わずに、会長専決で許可書を発行することについて、先ほど議案第5号で承認を得たところです。

議長

ほかに、ございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。  
ほかになければ、その他に入ります。  
その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。議案書の28ページをご覧ください。

その他（議案書28ページを参照して説明）

1. 8月の行事報告
2. 9月の行事予定等
3. その他

(1) 最適化活動の活動強化月間の取組みについて

議長  
委員  
議長

ほかに、ございませんか。

「なし」の声あり。

ほかには無いようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第14回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会午後3時20分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員 11番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 14番委員 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_